

## 山鹿市養護老人ホーム入所措置基準（令和5年2月1日現在）

### 1 【前提条件】 次の（１）～（５）全てを満たす者

- （１）本市に居住する65歳以上の者であること。
- （２）施設入所について本人の同意があること。
- （３）扶養義務者負担金の納付について、扶養義務者の同意があること。この時、扶養義務者の同意は、原則として本人又は措置の申出者が得ること。
- （４）集団生活を行う上で施設の風紀や秩序を著しく乱す者でないこと。
- （５）申出に係る各種調査について、本人及び申出者の承諾があること。

### 2 【措置対象者】 次の環境上の理由及び経済的理由を満たす者

#### ■ 環境上の理由 （１）～（５）に該当すること。

- （１）対象条件（次の①及び②又は③に該当する者）
  - ① 居宅において自立して生活することが困難な者であって、身寄りがない者。
  - ② 居宅において自立して生活することが困難な者であって、支援する親族がいない者。
  - ③ 居宅において自立して生活することが困難な者であって、親族から適切な支援を受けることができない者。
- （２）健康状態（次のいずれにも該当する者）
  - ① 入院加療を要する病態でない者。
  - ② 他の同様の措置を受けている者に対し感染症を感染させる恐れがない者。
- （３）精神状態
  - ① 認知症等の精神障害の問題行動が軽度の者。
- （４）家族の状況
  - ① 家族又は家族以外の同居者との同居の継続が、高齢者の心身を著しく害すると認められること。
- （５）住宅の状況
  - ① 住宅がないか、又は、住宅があってもそれが狭隘である等環境が劣悪な状態にあるため、高齢者の心身に著しく害すると認められること。

#### ■ 経済的理由 次の（１）～（３）のいずれかに該当すること。

- （１）生活保護法による保護を受けている世帯に属する者。
- （２）当該高齢者が属する世帯の生計中心者が地方税法による市町村税の所得割を課せられていないものであること。
- （３）災害の発生等により所得の状況に著しい変動がある等のため、当該高齢者が属する世帯又はその生計中心者が（１）又は（２）に相当する状態にあると認められる者。

#### ■ 要介護認定等

常時介護を必要とせず、養護老人ホームでの生活に支障のない者（要介護2以下）

問い合わせ先 山鹿市役所長寿支援課 電話0968-43-1180